

教育長
下川 聖二
162

学校教育部
部長
大垣 勇人
122

次長
大島 隆

次長
藤岡 孝司

教育調整監
中嶋 崇弘

教育総務課
次長兼課長 大島 隆
16

参事(シニアスタッフ)
信井 充壯

教育総務係 課長補佐兼係長兼管理係長
4 武上 浩司

学校財務係 係長
3 河本 千枝

施設安全係 課長補佐兼係長
7 金原 律雄

学事課
課長 向井 秀則
11

課長補佐兼管理主事 管理主事
三谷 晶子 神笠 一義

学務職員係 係長
4 重光 興

保健給食係 課長補佐兼係長兼指導主事
4 小島 美樹

指導課
課長 祭田 学
13

参事 主任指導主事
村上 正志 豊崎 眞理子

指導主事 清田 美紀	指導主事 沖 秀治	指導主事 鷹橋 忠文	指導主事 竹野 理史
指導主事 今朝丸 由香	指導主事 西村 尚子	指導主事 田川 至孝	指導主事 河野 和也
指導主事 三井 成宗			

青少年育成課
課長 池田 隆
7

青少年係 課長補佐兼係長兼指導主事
中山 勝志
6 専門員兼指導主事 専門員兼指導主事 専門員兼指導主事
河中 弘子 信行 智玄 吉岡 尚史
岩田 啓吾

東広島学校給食センター
次長兼所長 藤岡 孝司
35

業務係 係長
34 榎林 真由美

西条学校給食センター
所長 森岡 良夫
2

業務係 所長補佐兼係長
1 本越 智奈美

八本松学校給食センター
所長 富樫 雅司
12

業務係 所長補佐兼係長
11 河内 真由美

福富学校給食センター
所長 (高橋 研吾)
3

業務係 所長補佐兼係長
3 橋本 翠

豊栄学校給食センター
所長 (森住 雅文)
3

業務係 係長
3 福嶋 正典

河内学校給食センター
所長 (青木 照博)
3

業務係 係長
3 吉田 誠

安芸津学校給食センター
所長 (柴田 幸治)
1

業務係 係長
1 尾首 隆博

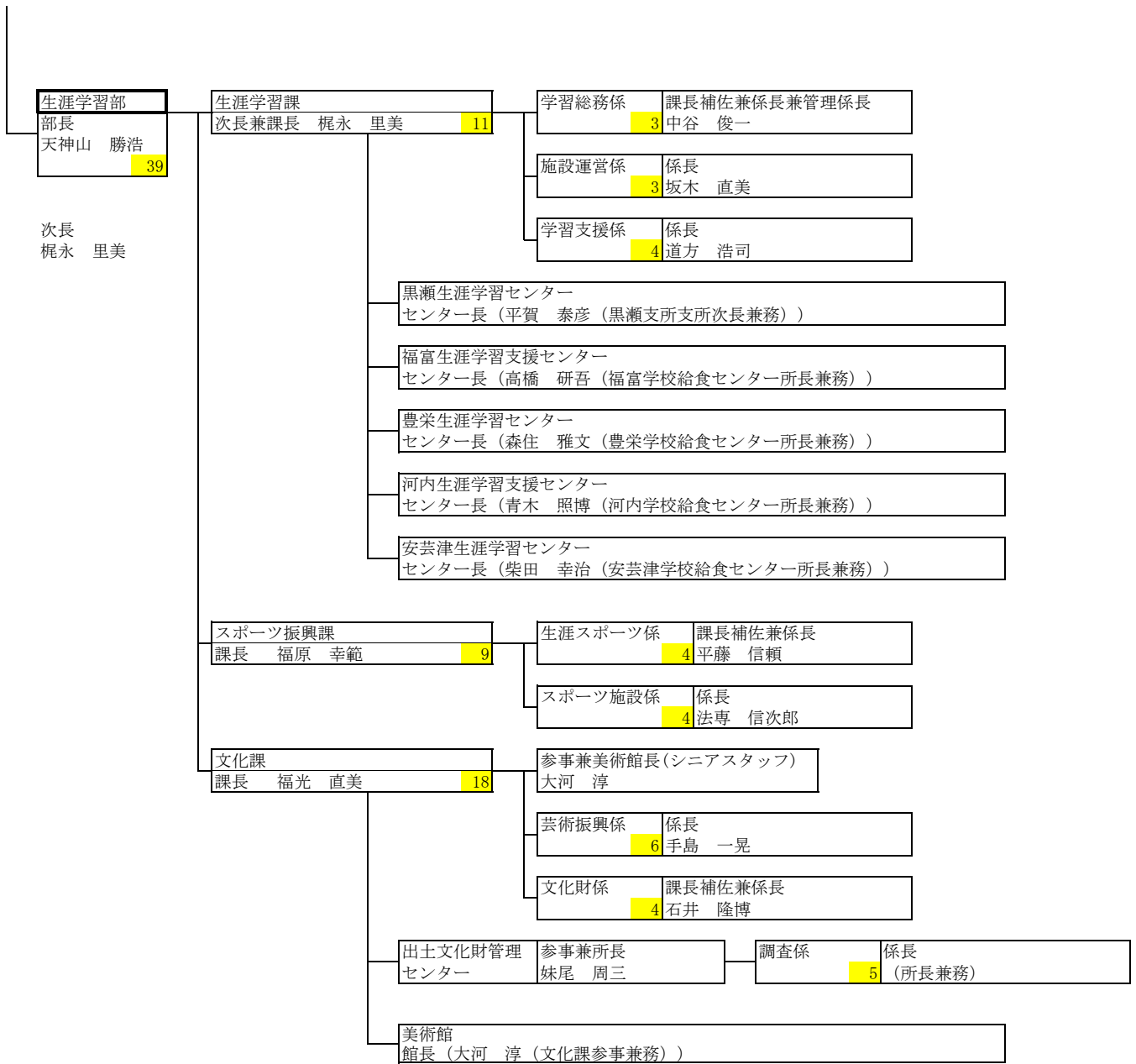
八本松中央幼稚園
園長 景山 美百合
7

教頭
窪田 史子

御園宇幼稚園
園長 栢野 浩未
7

教頭
岸本 智子

※ () は支所次長兼務のため人数にはカウントしていません。



報告第 2 2 号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成 1 9 年東広島市教育委員会規則第 4 号）の一部改正について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 8 年 4 月 2 1 日提出

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

1 報告理由

平成 2 8 年度東広島市教育委員会の教育機関の体制として、常勤の美術館長の職を設置するため、東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正を行うに当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

(1) 改正の内容

教育機関に置く職に、美術館長を追加する。

(2) 改正年月日

公布の日

3 臨時代理年月日

平成 2 8 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

臨 時 代 理 書

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理する。

平成28年4月1日

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

組織規則第24条に規定する美術館（以下この部において「美術館」という。）	館長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、美術館の事務を掌理する。	
--------------------------------------	----	---------------------------------	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市立美術館長の項を削る。

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）【抜粋】

新

旧

(職員の職)		(職員の職)	
職の置かれる組織	職名	職務	備考
第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。	第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。	第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。	第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。
2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。	2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。	2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。	2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
職の置かれる組織	職名	職務	備考
組織規則第12条第2項に規定する幼稚園	園長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、幼稚園の事務を掌理する。	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、幼稚園の事務を掌理する。
	教頭	上司の命を受け、園長を補佐し、幼稚園の事務を整理する。	上司の命を受け、園長を補佐し、幼稚園の事務を整理する。
組織規則第14条に規定する学校給食センター（以下この部において「センター」という。）	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。
	副所長	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。	上司の命を受け、所管の職員を指揮監督し、所管の事務を掌理する。
	所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。	上司の命を受け、所長を補佐し、センターの事務を整理する。
	指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他の専門的事項の指導に関する事務を整理する。	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他の専門的事項の指導に関する事務を整理する。
	係長	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。
	主査	上司の命を受け、担当の事務を掌理する。	上司の命を受け、担当の事務を掌理する。
	主任	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。	上司の命を受け、命ぜられた事務をつかさどる。

新		旧	
組織規則第18条第2項に規定する地域生涯学習センター（以下この部において「地域生涯学習センター」という。）	センター長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。	組織規則第18条第2項に規定する地域生涯学習センター（以下この部において「地域生涯学習センター」という。）	センター長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。
組織規則第20条に規定する三ツ城コミュニティハウス（以下この部において「コミュニティハウス」という。）	所長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、コミュニティハウスの事務を掌理する。	組織規則第20条に規定する三ツ城コミュニティハウス（以下この部において「コミュニティハウス」という。）	所長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、コミュニティハウスの事務を掌理する。
組織規則第22条に規定する出土文化財管理センター（以下この部において「出土文化財管理センター」という。）	所長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、出土文化財管理センターの事務を掌理する。	組織規則第22条に規定する出土文化財管理センター（以下この部において「出土文化財管理センター」という。）	所長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、出土文化財管理センターの事務を掌理する。
組織規則第24条に規定する美術館（以下この部において「美術館」という。）	館長 上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、美術館の事務を掌理する。		

平成28年度学校教育主要事業の概要

第四次東広島市総合計画

まちづくり大綱

■人づくり
個の力が発揮でき
人の力で発展して
いくまち

■安心づくり
安全で安心な暮らし
を地域で支え合う
まち

■快適づくり
環境と調和した
生活しやすいまち

■活力づくり
交流が盛んな
にぎわいのあるまち

■自立のまち
づくり
新たな発想を活かし
た自立と協働のまち

目標・施策の方向

■新しい時代を担う
子どもたちを育む
まち

★子どもたちの確かな
人間力を育成する
学校教育の充実
・教育内容の充実
・教職員の指導力向上
・学校運営の強化
・特別支援教育の充実
等

★時代に対応した
教育環境の整備・
充実
・施設・整備の充実
・学校保健・学校給食
の充実 等

★家庭・学校・地域が
連携した青少年健
全育成の推進
・青少年の健全育成を
支える環境づくりの
推進
・青少年の社会参加活
動の推進 等

東広島市教育大綱 未来をつくる人づくりのまち・東広島

【基本方針】

4 3 2 1
市全体を学びのキャンパスに（生涯にわたって）
知的資源を生かした人づくり（国際学術研究都市として）
知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成（学校教育を中心に）
つながる つなげる 育ち合いのまちづくり（0歳からのスタート）

日本一の教育都市 東広島の実現

教育内容充実

- ◆学級経営力向上推進【新規】：指定校の導入、特別支援教育の視点に基づいた授業改善
- ◆「学びの変革」アクション・プラン推進【拡充】：主体的な学びの実現、課題発見・解決学習単元開発
- ◆学力向上応援プロジェクト【継続】：他校校内研修へ参加、質の高い授業を参観・協議
- ◆学校における食育推進【継続】：作って！食べよう！弁当DAY！開催、食育フェスティバル
- ◆外国語教育推進【拡充】：英語が堪能な地域人材の活用、指導力向上研修
- ◆ICT教育推進【拡充】：中学校デジタル教科書導入、電子黒板・タブレット増設、特別支援教育の充実
- ◆小中一貫・接続教育推進【継続・新規】：接続教育の全校実施、施設一体型一貫校の建築設計及び特色あるカリキュラムの開発

トライアングルプラン

- ◆ひがしひろしま教育の日の実施【継続】：「命の教育」及び「地域貢献」に係る取組の推進
- ◆児童生徒理解を深化させる研修【継続】：実践指定校指定、教職員研修の実施

支援・環境整備

- ◆心のサポーター配置【継続】：学校教育・教育相談経験者等をサポーターとして全校に配置し相談体制を充実
- ◆スクールソーシャルワーカー派遣【拡充】：教育・福祉の専門家を家庭等に派遣し、児童生徒の自立を支援
- ◆学校教育支援員・教育補助員配置【継続】：特別な支援を必要とする児童生徒への支援
- ◆学校経営アドバイザー配置【統合・新規】：優れた実績と経験を有する退職管理職による学校経営・生徒指導・教職員の資質向上等への支援
- ◆小学校統合推進【継続】：過小規模校を対象に複式学級を解消、教育条件や教育環境を整備
- ◆(仮称)寺西第二小学校建設【継続】：分離新設により過大規模を解消(平成30年4月開校予定)
- ◆(仮称)北部学校給食センター建設【新規】：ドライシステムでの衛生管理の徹底による、安全・安心な学校給食の提供(平成29年8月稼働予定)

夢・挑戦プラン(第四次学校教育レベルアッププラン)

- ◇東広島スタンダードの定着
- ◇和文化教育の充実
- ◇地域への貢献

東広島青少年自立プラン

- ◇自立・成長・適応・行動
- ◇義務・自覚
- ◇環境・支援

東広島市教育振興基本計画

- 学校教育 ○ 東広島力を向上させ、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成
- 学びのセーフティネットの構築
- 青少年健全育成 ○ 夢と志をもち、たくましく生きる青少年の育成

「夢と志」をもち、グローバル社会を生きる子ども
くたくたく しくしく しまやかで たくましく

未来にはばたく国際学術研究都市
くともにも育み、人が輝くまち

平成28年度研究公開校について

東広島市教育委員会

No.	指定等	学校名	公開日	教科等	市教委担当者	動員体制
1	市教育推進指定校	高屋東小学校	9月21日(水)	国語科	豊崎	各小2割程度
2	市教育推進指定校	豊栄小学校	9月30日(金)	算数科	沖	各小2割程度
3	市教育推進指定校	中黒瀬小学校	11月11日(金)	国語科	三井	各小2割程度
4	市教育推進指定校	八本松小学校	11月16日(水)	各教科等(ICT)	河野	各小2割程度
5	市教育推進指定校	高美が丘中学校	11月2日(水)	各教科	鷹橋	各中2割程度
6	市教育推進指定校	河内中学校	11月4日(金)	各教科	清田	各中2割程度
7	「学びの革新」パイロット校事業	八本松中学校	11月22日(火)	各教科・ 総合的な学習の時間	鷹橋	各中2割程度
8		西条小学校	11月29日(火)	国語・算数・理科・社会・ 総合的な学習の時間	沖	各小2割程度
9	文部科学省 英語教育強化地域拠点事業 合同研究発表会	東西条小学校	11月25日(金)	外国語活動・英語科	西村 今朝丸	各小中2割以上
10		御蘭宇小学校 (市教育推進指定校)				
11		松賀中学校		英語科		
12	「道德教育改善・充実」 総合対策事業委託	志和中学校	11月10日(木)	道德	田川	各中2割程度

注1:原則として、年間を通して全教職員が参加(小学校は2回以上)すること。

注2:小規模校は、注1の原則を優先すること。(2割程度の規定なし)

注3:異なる校種へも積極的に参加すること

【小学校】

1 国公立別進学状況の推移

	卒業生数（人）			県内（%）			県外（%）
	人数	男	女	公立	国立	私立	
平成 27 年度（28.3 卒）	1,839	941	898	90.0	0.4	8.6	1.0
平成 26 年度（27.3 卒）	1,756	942	814	90.8	0.6	8.3	0.3
平成 25 年度（26.3 卒）	1,840	955	885	91.1	0.5	7.7	0.7

○国立、公立、私立の進学状況については近年同様の傾向。

2 進学先の状況

進学先		H27 年度卒				H26 年度卒	
		人数	割合	男子	女子	人数	割合
県内	①公立中学校	1,655	90.0%	845	810	1,595	90.8%
	(内 広島中)	70		30	40	72	
	(内 広島市立広島中等教育学校)	2		1	1	2	
	(内 特別支援学校)	5		2	3	6	
	②国立中学校	7	0.4%	3	4	10	0.6%
	広島大学附属	7		3	4	10	
	広島大学附属特別支援学校	0		0	0	0	
	広島大学附属東雲	0		0	0	0	
	③私立中学校	159	8.6%	84	75	146	8.3%
	近畿大学附属	86		43	43	70	
	広島学院	10		10		12	
	広島女学院	10			10	9	
	修道	7		7		7	
	武田	24		15	9	23	
	広島城北	3		3		1	
	崇徳	0		0		0	
	安田女子	3			3	4	
	ノートルダム清心	8			8	8	
	比治山女子	1			1	2	
	鈴峯女子	0			0	1	
呉青山	0		0	0	1		
広島新庄	0		0	0	0		
広島なぎさ	2		2	0	1		
山陽学園	0		0	0	0		
如水館	1		1	0	4		
A I C J	4		3	1	3		
県外	④公立中学校	12	0.7%	6	6	4	0.2%
	神奈川、岡山、香川、愛知、長崎 他	12		6	6	4	
	⑤国立・私立中学校	6	0.3%	3	3	1	0.1%
	岡山聖心、インドネシア他	6		3	3	1	
①～⑤卒業生数		1,839	100%	941	898	1,756	100%

平成27年度東広島市内中学校卒業生（H28.3卒業生）の進路状況

【中学校】

H28.4.5現在

1 卒業生進路状況の概要

進路先等	男子		女子		合計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
上級学校	789	98.4	776	98.9	1,565	98.6
就職	11	1.4	5	0.6	16	1.0
未決定	2	0.2	4	0.5	6	0.4
合計(卒業生数)	802	100.0	785	100.0	1,587	100.0

○未決定者は0.3ポイント減。

2 上級学校進学状況

(1) 進学率の推移

年度	男子		女子		合計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
平成27年度	789	98.4	776	98.9	1,565/1,587	98.6
平成26年度	824	98.4	811	99.5	1,635/1,652	99.0
平成25年度	825	97.9	794	99.7	1,619/1,639	98.7

○上級学校に進学した生徒の割合は、昨年度に比して0.4ポイント減。

(2) 国・公・私立別進学状況の推移

年度	進学者数(人)	公立		国立		私立	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
平成27年度	1,565	1,120	71.6	37	2.4	408	26.0
平成26年度	1,635	1,180	72.2	34	2.1	402	24.6
平成25年度	1,619	1,161	71.7	48	3.0	410	25.3

○昨年度より公立は0.6ポイント減、国立は0.3ポイント増、私立は1.4ポイント増。

(3) 国・公・私立の課程別進学状況

		男子(人)	女子(人)	合計(人)	割合(%)	昨年度(人)
① 公立高等学校		541	579	1,120	71.6	1,180
課程	全日制	510	566	1,076	68.8	1,135
	定時制	12	6	18	1.2	22
	通信制	1	3	4	0.2	4
	特別支援学校	18	4	22	1.4	19
② 国立・高等専門学校		29	8	37	2.4	34
課程	全日制	29	8	37	2.4	34
③ 私立高等学校・各種学校		219	189	408	26.0	421
課程	全日制	195	177	372	23.8	377
	通信制, 単位制	19	9	28	1.8	25
	専修学校他	5	3	8	0.5	19
① ②+③=合計		789	776	1,565	100.0	1,635

3 上級学校〔全日制課程〕への進学状況

年度	市内		市外		合計	
	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)／卒業生数	割合 (%)
平成 27 年度	810	54.5	675	45.5	1,485／1,587	93.5
平成 26 年度	845	54.7	701	45.3	1,546／1,652	93.6
平成 25 年度	820	53.3	718	46.7	1,538／1,639	93.8

○全日制高等学校進学者数は、卒業生数の93.5%であり、昨年度から0.1ポイント減。

○市内への進学が0.2ポイント減。市外への進学が0.2ポイント増。

(1) 市内上級学校〔全日制課程〕への進学状況

		定員 (人)	進学者数 (人)	定員に対する割合 (%)	昨年度 (人)
① 内公立高等学校		920	669	72.7	717
広島高等学校	普通科	80	50	62.5	55
賀茂高等学校	普通科	240	228	95.0	230
黒瀬高等学校	普通科	80	74	92.5	77
	福祉科	40	11	27.5	22
賀茂北高等学校	普通科	80	43	53.8	60
河内高等学校	普通科	80	45	56.3	50
豊田高等学校	普通科	40	8	20.0	5
西条農業高等学校	7科	280	210	75.0	218
② 内私立高等学校		500	141	28.2	128
近大附属東広島	普通科	220 (内部進学者含む)	69	31.4	66
武田高等学校	普通科	280 (内部進学者含む)	72	25.7	62
①+②=合計			810		845

(2) 市外上級学校〔全日制課程〕への進学状況

	定員	進学者数 (人)	定員に対する割合 (%)	昨年度 (人)
国立高等学校	—	7	—	4
高等専門学校	—	30	—	30
その他の公立高等学校	—	407	—	418
その他の私立高等学校	—	231	—	249
合計		675		701

平成28年度子どもの読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について

1 読書活動優秀実践団体に対する文部科学大臣表彰の概要

平成14年度から文部科学省が読書活動の推進に資するため、優れた取組等を行っている学校、図書館及び団体(個人)を表彰している。関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めることを目的としている。

2 今年度の市内被表彰者

東広島市立黒瀬図書館

実績／平成7年に開館し、黒瀬町内の子どもの読書推進に努め、町内の学校やボランティア団体との連携を密に事業を行ってきた。また、平成19年からは移動図書館巡回エリアを中央図書館と分担し、市内小学校及び特別支援学校の巡回を行っている。

3 表彰式

「子ども読書の日」記念・子どもの読書活動推進フォーラムにおいて執り行われる。

日時／平成28年4月23日(土) 13:00～

場所／国立オリンピック記念青少年総合センター

4 参考

(1) 今年度の表彰内訳

子どもの読書活動優秀実践校／小学校73校、中学校30校、高等学校33校、特別支援学校5校

子どもの読書活動優秀実践図書館／図書館48館

子どもの読書活動優秀実践団体(個人)／団体58団体

(2) 市内の表彰履歴

平成15年度 東広島市立中央図書館

報告第 27 号

平成 27 年度第 2 回東広島市文化財保護審議会を開催報告について

- 1 日時 平成 28 年 3 月 28 日（月） 13：30～15：10
- 2 場所 東広島市市民文化センター 2 階 研修室 2
- 3 議事 (1) 東広島市文化財の新指定物件に関する諮問について
- 4 報告 (1) 平成 27 年度文化財事業報告について
(2) 文化財の登録について
(3) その他
- 5 主な意見の概要

○東広島市文化財の新指定物件に関する諮問について

「頭崎神社本殿」及び「大槓 3 号遺跡出土品（附、11 号竪穴住居跡出土土器及び鉄器片）」を東広島市の重要文化財として指定することが妥当であることを答申する。

○探検！文化財について

市民に文化財を知ってもらう導入編として、大変良い行事である。今後も継続してほしいが、見学の時間が少なくなるので、あまり多くを盛り込むのではなく、じっくり見学することも必要であると思われる。また、文化財関係行事については、文化財保護審議会委員にも案内を出してほしい。

⇒探検！文化財については、今年度から始めた行事であり、内容についてはいろいろ検討していく。また、文化財関係行事については文化財保護審議会委員に案内を送付する。

○文化財説明板、案内板について

合併に伴う指定名称の見直し等を実施した後の説明板、案内板の修繕等ができるだけ早く実施するべきである。

⇒市内の説明板、案内板について、一覧表を作成した。破損状況等を確認し、優先順位をつけ、予算の範囲内で可能な限り早めに対応する。